

# ○飯塚市地域福祉ネットワーク活動推進事業費補助金交付要綱

平成19年7月5日

飯塚市告示第85号

(趣旨)

第1条 本市の高齢者等が住み慣れた地域において安心して暮らすために、生きがいと社会参加を促進すると共に、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図り、不慮の事故又は、自然災害の防止を行うための地域の見守り活動を地域ボランティア団体及び社会福祉協議会が地域における活発な福祉活動の展開を推進する事業に対して交付する補助金については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象事業)

第2条 補助金の対象事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域福祉活動補助事業は、「地域福祉ネットワーク委員会」が中心となって、地域で活動する各種ボランティア団体等と連携して実施する次に掲げるものとする。

ア 高齢者等の見守り活動

イ 高齢者等の生きがい活動又はふれあい活動

ウ 高齢者等の生活支援活動

エ 高齢者等の健康づくり活動

オ 高齢者等の地域ネットワーク活動

カ 高齢者等の相談事業又は地域福祉ネットワーク活動の研修

キ アからカに掲げるもののほか、高齢者等の地域福祉活動

(2) 福祉活動推進員補助事業

地域福祉活動補助事業推進のために、市と連携して保健、医療及び福祉等の専門機関との連絡調整を図り、地域ボランティア団体等に対する指導及び研修を行うため、社会福祉協議会に配置する福祉活動推進員の活動とする。

(3) 地域福祉委員補助事業

地域福祉活動補助事業に関わるために、社会福祉協議会が委嘱した福祉委員の活動とする。

(補助金の額)

第3条 予算の範囲内で市長が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書

(実績報告)

第5条 補助金の実績報告に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 決算書

(申請等の書類)

第6条 補助金の申請等に用いる書類は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(飯塚市地域ネットワーク活動推進事業実施要綱の廃止)

2 飯塚市地域ネットワーク活動推進事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第79号。以下「前実施要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行日の前日までに、廃止前の前実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされものとみなす。